

基本制度部会 当面の進め方について

○建築分科会への諮問「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について

上記諮問における3つの検討事項のうち、「①質の高い建築物の整備促進方策」及び「②建築行政のマネジメント方策」については、基本制度部会で調査審議を進めることとされている（建築分科会9月1日了承）。これらについて、当面、次のように進める。

（本日）

12月11日 基本制度部会

- ・ 防耐火認定の不適切事案の再発防止策について
- ・ 建築分科会への諮問について
- ・ その他

（当面の進め方）【案】

①「質の高い建築物の整備促進方策」について

- 部会において、有識者等からのヒアリングを行い、今後の調査審議の参考とする。
- ヒアリング対象は、有識者、「建築の質の向上に関する検討」提案8団体等とする。
- これらを踏まえ、質の高い建築物の整備に向けた施策のあり方等について、論点整理を行う。

②「建築行政のマネジメント方策」について

- 日本建築行政会議の協力を得て、これまでの安全安心計画等の取組状況、成果等について調査を行うとともに、確認、検査、違反对策等の実効性向上のための新たな計画（（仮称）建築安全マネジメント計画）指針の策定に向けた検討を行う。
- 部会において、特定行政庁からヒアリングを行うとともに、部会の意見を踏まえ、計画指針を策定する（21年春目途）。
- その後、建築行政全般について行政庁へのアンケート等を行い、マネジメントのあり方について問題点を整理し効果的な施策について検討。

（当面の予定）

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------|
| 2月頃 | 基本制度部会 | ヒアリング①（質の高い建築物の整備） |
| 3月頃 | 基本制度部会 | ヒアリング②（建築行政のマネジメント） |
| 4月頃 | 基本制度部会 | ヒアリング③（質の高い建築物の整備）、計画指針について |
| 6月頃 | 基本制度部会 | ヒアリング④（質の高い建築物の整備） |